



2024年サプライヤーの 行動規範

目次

はじめに



- 2 運営部長からの
- 3 メッセージ
- 5 A Better Tomorrow™, Together :
サプライヤーとの関わり方

コンプライアンス



- 7 コンプライアンス

人権



- 10 人権

定義

「BAT」、「当グループ」、「当社」、「私たち」、は British American Tobacco p.l.c. 社およびその子会社を意味します。

「SoBC」は、(i) 業務遂行のグループ基準であり、www.bat.com/sobc または当社の SoBC アプリ、および / または (ii) グループ企業が採用している SoBC の現地版は企業の現地ウェブサイトにて確認できます。

「規範」とは本サプライヤーの行動規範のことであり、www.Bat.com/principles、www.bat.com/supplier code および当社の SoBC アプリにて確認できます。

「サプライヤー」とは、直接製品生成物または間接商材またはサービスを BAT グループに供給または提供しているサードパーティーをいいます。これには、コンサルタント、独立契約業者、エージェント、メーカー、一次製造業者、下請け業者、販売代理店、および卸売業者が該当します。

「労働者」とは、サプライヤーの社員、従業員および契約業者をいいます。これには、正社員、フルタイム社員、パートタイム社員、派遣社員、臨時社員、下請け業者、エージェントおよび移民労働者が該当します。

環境のサステナビリティ



- 13 環境のサステナビリティ

マーケティングと取引



- 17 マーケティングと取引

ビジネスの誠実さ



- 19 ビジネスの誠実さ

運営部長からの メッセージ

BATにおける変革とは、環境、社会、ガバナンス（ESG）といった優先事項に焦点を当てながら、ビジネスの健全性への影響を減らすことを意味します。

持続可能性に対する私たちのアプローチが向かう先は、自らのビジネス活動だけにとどまらず、そこから広がるサプライチェーンにおよびます。

当社は複雑ですが重要なサプライチェーンに依存しており、未来に相応しいものである必要があります。だからこそ、当社は作物の生産から消費者の手元に届くまでの間、持続可能性を向上させるために影響力を改善しています。

BATグループは、小規模な農家から国際的な葉のサプライヤー、そして紙やタバコ用フィルターなどの製品材料のサプライヤーに至るまで、世界中のサプライヤーの膨大なネットワークと連携しています。新たなカテゴリーの製品においては、家電製品や電子タバコのサプライチェーンを拡大しています。また、IT サービスや設備管理など、当社製品とは関係のない間接商材およびサービスのサプライヤーも数多くあります。

本規範は、当社の ESG に対する重点的な取り組み姿勢と、当社が事業を展開する外部環境の絶え間ない変化を反映して更新されました。

同時に、当社は社会にプラスとなる影響を与え、当グループ全体で確固たるコーポレートガバナンスを確保することに引き続き取り組んでいます。

2023年には、600社を超えるサプライヤーを、CDP サプライチェーンプログラムにご招待しました。このようなコラボレーションにより、サプライヤーとの連携を強化し、環境面での改善を推進し、レジリエンスをさらに構築することができます。

当社、気候変動への取り組み、廃棄物の削減と循環型経済への移行、生物多様性と森林の保護、ウォータースチュワードシップ、そして社会的にプラスの影響をもたらすことなど、多くのグローバルな ESG 重点分野は、単独で取り組むことはできないことを周知しています。そのような取り組みに関し、サプライヤー、契約農家、その他のサプライチェーンの関係者と連携することで、当社は長期的な変化をもたらすソリューションを開発できます。

このサプライヤーとの関係においては、もし何かおかしいと感じたときには声を上げられる信頼があることが重要です。BATは、本基準や当社の業務遂行基準に関する申立てを真摯に受け止めています。不正行為を知った場合やそれが疑われる場合には、本基準に記されているさまざまなチャンネルを通じて内部通報をしてください。寄せられた懸念はすべて厳に機密として取り扱うことを、私個人として確約します。たとえ懸念に対する確信が持てない場合でも、通報することで報復を受けることはありません。

私は、サプライヤーと緊密に連携することで、基準を引き上げ、持続可能な慣行を強化し、共有価値を創造し続けることができると信じています。

Zafar Khan
運営部長

2024年1月





はじめに

BATの業務遂行基準（SoBC）は、当社が掲げている高い水準の誠実さを表したものです。本サプライヤーの行動規範（規範）はSoBCを補完し、サプライヤーに準拠を期待する基準の最低ラインを規定したものです。

国際基準

本規範は、人権を尊重するための当社の絶え間ない取り組みを支えるものであり、以下をはじめとする国際基準に基づいています。

- 国連（UN）のビジネスと人権に関する指導原則、
- 国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則及び権利、および
- 経済協力開発機構（OECD）の多国籍企業行動指針

法的な優先順位

本規範が現地法と矛盾する場合は、現地法が優先します。

本規範が現地法よりも厳しい基準を定義している場合、現地法の下で違法とされない限り、これらのより高い基準に従う必要があります。

範囲と応用

本規範は1ページ目に規定されている通り、BATの全サプライヤーに適用されます。

サプライヤーは、本規範の要件を満たすことが求められており、契約条件にも組み込まれています。

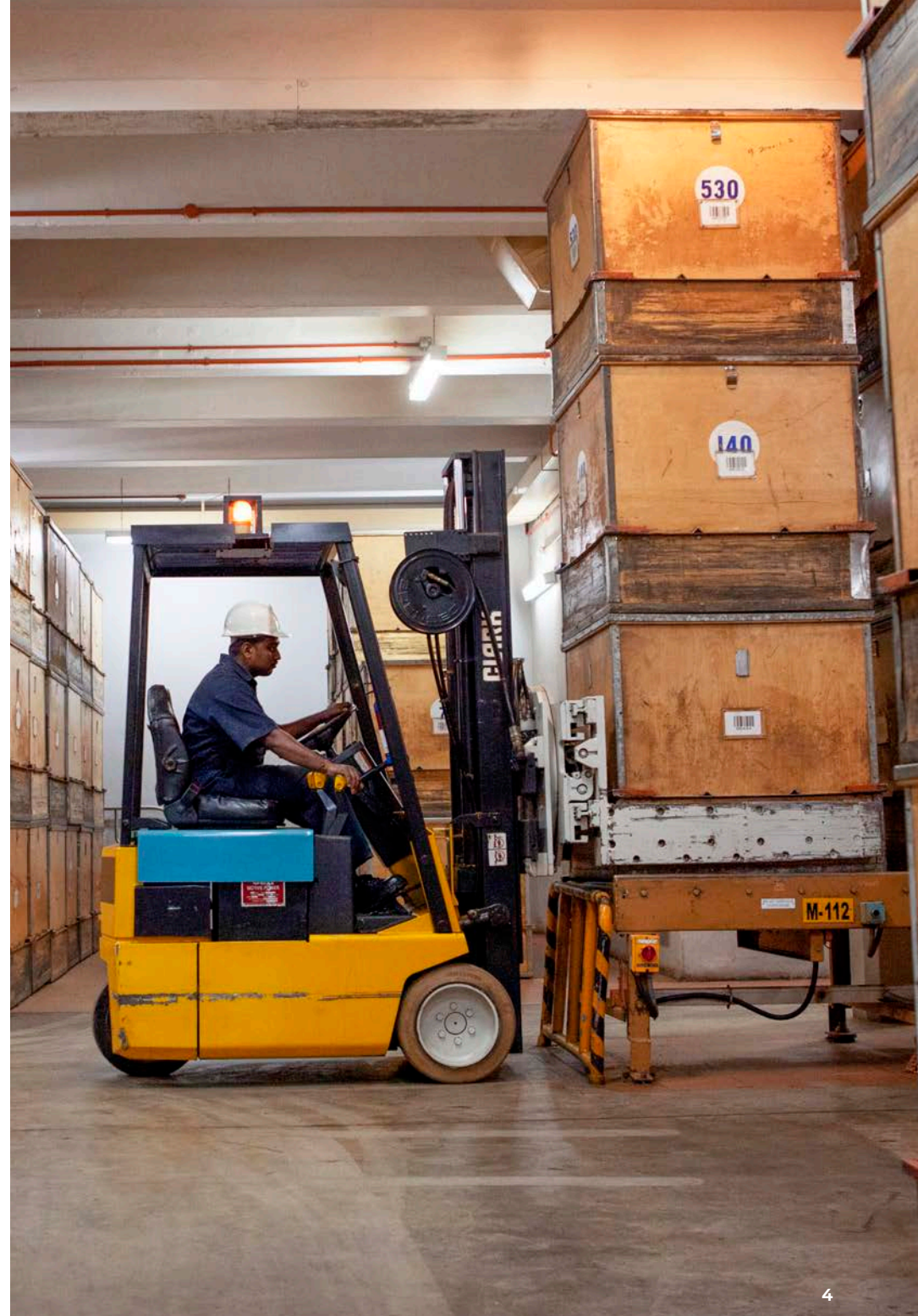
また、サプライヤーは以下を行う必要があります。

- 自社の労働者、サプライヤー、エージェント、下請け業者およびその他関係するサードパーティーの全員が本規範の要件を理解し従うようにする措置を講じる。これには、適切なポリシー、手続き、適正評価、トレーニングおよびサポートが含まれる（サプライヤーの性質および提供される商品またはサービスという点において適切な場合）、および
- 自社の新規および既存のサプライヤー（適宜、農家も含む）に対し、本規範の要件への準拠を推奨し、自社のサプライチェーン内で適切に適正評価を行う。

当グループへ 問い合わせる

本規範においてサプライヤーが当グループへの報告を義務づけられる情報は、以下に連絡してください。

- サプライヤーの通常の当グループ企業の連絡先、または
- BAT 調達グループ長：電子メール (procurement@bat.com)、電話 (+44 (0)-207-845-1000)、文書宛先 British American Tobacco p.l.c., Globe House, 4 Temple Place, London WC2R 2PG, United Kingdom。





A Better Tomorrow™, Together : サプライヤー との関わり方

サプライヤーは貴重なビジネスパートナーです。当社と連携することで、基準を高め、持続性の高い実例をもたらし、共通価値を作り出し、すべての人にとって「A Better Tomorrow™」を構築していけると確信しております。

誠実さへの取り組み

当社の行動はすべて合法でなければなりません。誠実さを備えた上で進化します。当社の行動、振る舞い、どのようにビジネスを行うかは、責任感を持ち誠実かつ真摯で信頼に足るものでなければなりません。サプライヤーとともに当社の契約上の義務を遵守し公平に対処します。

サプライヤーは、BAT に対し透明性があり建設的な関係性、およびプロフェッショナルで包括的な方法で誠実さと敬意を持って当グループ SoBC に従って対処することを期待しています。

サプライヤーが、グループの SoBC に反する行動をとる BAT 従業員の行動に関して苦情または懸念がある場合、これを BAT に報告する必要があります。次のページの「当グループへ問い合わせる」およびコンプライアンスセクションの「内部通報」を参照してください。

ベストプラクティスを 目指して

本規範は、当社がサプライヤーに期待する基準の最低ラインを規定したものです。サプライヤーは自社の運営およびサプライチェーンの中でベストプラクティスおよびたゆみない改善を目指すよう奨励します。

この目標達成のため、当グループの環境、社会およびガバナンス（ESG）優先度でベストプラクティスおよび優秀な結果を示されたサプライヤーを優先することを検討しています。

この点は、当社のサプライヤープログラムに組み込まれています。以下に一部を示します。

- 葉のサプライヤー向け業界全体の持続可能なタバコ計画。労働や人権から気候変動や生物学的多様性まで、広範囲に及ぶ ESG 条件が含まれる。
- タバコ以外のサプライヤー向けの当社のサプライチェーンの適正評価。これには、人権リスク評価および独立機関による労働監査が含まれ、国際標準に準拠しています。

サプライヤーの 支援

当社は、サプライヤーの環境は世界中でそれぞれ異なることを理解しています。本規範のすべての面において直ちに準拠するのは法的に難しい場合もあるでしょう。

当社の最大の目標は、サプライチェーンの中で標準を常に改善し続けるようにすることです。当社はそうしたサプライヤーと年月をかけて協業しており、本規範の要件に準拠するようお手伝いしています。

一緒に仕事をするすることで、サプライヤーは当社の資源や経験を利用でき、認知や能力を高めて改善し、高い水準のベストプラクティスを達成できるよう支援します。

BAT の ESG 優先度

当グループの ESG 優先度の詳細は、ESG 年次報告書に記載されています (www.bat.com/ESGReport)。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement（調達グループ長）：procurement@bat.com

内部通報チャンネル：
www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン：
bat.com/speakuphotlines



コンプライアンス

本規範の要件に順守しているか監視し、問題が認識されれば調査し改善することを当社はお約束しています。

法的コンプライアンス

当社のサプライヤーがすべての適用法、規範および規制に準拠し、倫理的な態度で行動することを当社は期待します。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- どこで運営していても、どのように適用される場合でも、すべての適用法、規範および規制に従うこと。
- 重大な罪を犯した、また民事訴訟が起こされた場合は、ただちに当グループに知らせること。
- どのような形でも本規範に規定された要件に関する罰金または行政処分を受けた場合は、ただちに当グループに知らせること。

コンプライアンスの 監視

内外の査定および監査プログラムを通じて、新規および既存のサプライヤーが本規範の要件に準拠しているかを検証する権利を当社は保持します。

サプライヤーは、本規範につながるいかなる検証行動にも合理的に協力しなければなりません（当グループが実施する場合でも当グループが関わる第三者が実施する場合でも）。これには、当グループおよび/または適用法が求める限り関連する文書およびデータを保持すること、関連するスタッフ、現場、文書およびデータに独立してアクセスできること、が含まれます。

このような協力は、就労時間内に実施され、事前に合理的に通知されるよう、当グループとサプライヤー間で話し合われ合意しなければなりません。

これは、そのような場合（および当該情報が検証行動に関わる材料からなると思われる場合）、営業機密情報および/または機密情報に適用される正当な制約であるにも関わらず、サプライヤーは、安全で正当な開示のために相互に許容可能な仕組みを把握するよう当グループと協力しなければなりません。

懸念を報告する

サプライヤーは、本規範および/または SoBC の要件違反の疑い、または違反の事実の特定、調査、対処および報告を支援するよう期待されます。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- 自社の労働者が、報復を恐れることなく、また可能であれば匿名で違反の疑いや違反の事実をサプライヤーに、または当グループに直接質問をし、懸念を提起し、報告できるよう、苦情または同等の効果的な手続きを用意すること。
- 本規範要件の違反の疑いまたは違反の事実について信頼に足る懸念はただちに調査を行い、今後違反が起きないようにする、および/または違反の事実の影響を最小限に抑え、違反を止めるための適切な措置を講じること。
- 本規範および/または SoBC の要件違反の疑いまたは違反の事実は、「内部通報」で説明するように、認識した時点で速やかに当グループに報告すること。

内部通報

本規範または SoBC の違反の疑いまたは違反の事実、サプライヤーの通常の当グループ連絡先に提起するか、機密に独立して管理されている次の当社の内部通報チャンネルにご連絡ください。

www.bat.com/speakup

内部通報チャンネルは独立して管理されておりオンラインで利用できます。メッセージまたは電話ホットラインは 24 時間年中無休、多くの現地言語で対応します。秘密に（匿名も可）使用していただけるため報復の心配はありません。ホットラインを利用する場合は、ウェブサイトのリストからお近くの場所をお選びください。お住まいの国の国際番号が記載されています。

不正行為の事実や不正行為の疑いについて懸念を提起したことで、たとえそれについて確信が持てない場合でも（直接間接を問わず）どのような形の報復も受けることはありません。当社は、懸念を提起したり、懸念を提起した人へのサポートを提供しており、調査に参加したりする人に対する報復、嫌がらせ、または被害を一切容認しません。

調査

本規範および/または SoBC の違反の疑いまたは違反の事実に関する懸念、主張、報告は真摯に受け止めます。そのような場合は、当社の内部ポリシーおよび内部手続きに従って、適宜公平かつ客観的に調査します。

その他の場合は、サプライヤー独自の手続きに従って問題の調査を主導するようサプライヤーに依頼する場合があります。

BAT に求められる場合、サプライヤーは BAT と連携し、その調査の範囲、進捗および結果、または必要に応じて是正措置について当社への情報共有を怠らないことが期待されます（秘密を保持しその他の該当する法的要件に従うこと）。

違反の 結果

本規範の要件に準拠していなかった場合は、当グループは当該サプライヤーについて以下を要求する権利を有します。

- 定められた合理的な期間内に、該当する要件への準拠へ向けた実質的な進捗を示すこと、および/または
- 定められた合理的な期間内に、該当する要件に完全に準拠すること。

深刻かつ実質的、および/または永続的に準拠していない場合、またはサプライヤーの取り組みが不十分であり行動を起こさず改善がなされないことが一貫して示されている場合、当社は当該サプライヤーとのビジネス関係を終了する権利を有します。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement
(調達グループ長) :

procurement@bat.com

内部通報チャンネル :

www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン :

bat.com/speakuphotlines





人権

当社は、国連（UN）のビジネスと人権に関する指導原則を適用し、その延長線上で当社の運営およびサプライチェーンにおいて人権を尊重することをお約束します。

人権の尊重

当社のサプライヤーは、世界人権宣言で謳われているように、他者の基本的人権を尊重するやり方で運営を遂行することが期待されます。これには、自社の労働者および自社のサプライヤーのために働いている人々が含まれます（が、それに限りません）。

サプライヤーは、自社の活動やビジネス関係に関して人権に悪影響を及ぼす可能性がないか、および悪影響の事実がないか確認することが求められます。

自社の運営が人権侵害に寄与していないこと、および自社の活動やビジネス関係が直接の原因となった、または寄与した悪影響について救済を行うために適切な手順を講じなければなりません。

サプライヤーの労働者については、サプライヤーが（少なくとも）以下の要件を満たしていることを当社は期待します。

平等であり差別がないこと

これには、以下が含まれます。

- 性的なもの、言葉による / 言葉によらない、身体的な特徴であるかどうかに関わらず、職場でのいかなる形態の嫌がらせやいじめは排除するよう働くこと、および
- 全労働者に品位と尊敬をもって対処し、多様性および包括性を促進し、いかなる形態の非合法の差別を行わないこと。

差別とは、人種、民族、肌の色、ジェンダー、年齢、障がい、性的志向、性同一性および性表現、階級、宗教、政治、配偶者の有無、妊娠の有無、労働組合の会員であるか、または、法で守られたその他の特徴が従業員の雇用、成長、昇進または退職の決定に影響を与えることをいいます（が、その限りではありません）。

健康と安全を守る

サプライヤーは、安全で健康的な就労条件を提供し維持しなければなりません。

具体的には、以下が含まれます（が、その限りではありません）。

- 職務上の健康および安全への危険、および付随するリスクを認識して対処し、安全な就労を実践できるよう措置を講じること。
- 職場、施設、および / または活動で適切な火災のリスク評価を実践し、防火計画および適切な防火・緊急避難システムおよび手続きを講じること。
- 職務上の怪我や健康障害を防ぐため（適宜）適切な個人用防護具（PPE）を提供すること。
- 可燃物を含め、健康または環境に有害な物質の安全な取り扱い、保管、移送と廃棄を確保するため適切な制御措置を（適宜）取り入れること。

- 適切なトレーニングとコミュニケーション（コンサルテーションを含む）を定期的に行い、労働者が健康と安全のリスクおよび仕事に関わる手続きを認識できるようにすること。そして
- 宿泊先を用意する場合は、清潔かつ安全で、許容可能な基本レベルの生存条件と労働者のニーズを満たしたものにすること。

結社の自由を尊重

サプライヤーは、すべての労働者が（適用法に従いつつ）結社の自由および団体協約の権利を遂行できるようにしなければなりません。

これには、法律、規制、一般的な労使関係と慣行、および合意された会社の手続きの範囲の中で、公認の労働組合またはその他の善意の代表者によって代表される権利が含まれます。そのような労働者および代表者は、職場で不利益を被ることなく合法的な活動を遂行できる必要があります。

公正な賃金と福利厚生

サプライヤーは、公正な賃金と福利厚生を提供しなければなりません。

最低でも、サプライヤーは、該当する最低賃金法およびその他の適用法または団体労働協約に準拠していなければなりません。

児童労働の禁止

当社は、サプライチェーンにおける児童労働を無くすことに取り組んでいます。

具体的には、すべてのサプライヤーに対し、以下のように国際労働機関のガイドラインに準拠することを求めています。

- 子供の健康、安全またはモラルに有害である、または危害を加える可能性があるとみなされる労働は、18歳未満が行うことはできない。および
- 最低労働年齢は、現地法に基づく就労の最低年齢を下回っていないか、義務教育を終える法的年齢を下回ってはならない。いずれの場合も15歳未満は認められない。

現地法によっては、13歳～15歳の子供は、教育や職業訓練の機会を奪われない、または危険と見なされる、あるいは（機械機器や農業を扱うなど）健康や成長に有害な活動を含まない限りは軽度の作業を行うことができる。また、所轄官庁が認めた訓練や就労経験の計画は例外として認める。

現代の奴隷制や労働の搾取の禁止

サプライヤーは、自社業務で現代奴隷や労働の搾取が行われないようにしなければなりません。

これには、奴隷制、奴隷状態、強制労働、拘束労働、意志に反する労働、人身売買、搾取労働が含まれます。

従って、サプライヤーや代理となるエージェント/就労仲介人、またはサードパーティーは労働者に以下を求めてはなりません。

- 雇用斡旋料の徴収、ローンを課す、不当なサービス料や預金の徴収、または
- 身元確認書類やパスポートを取り上げたり、許可証の原本を提出させること。

国内法または雇用手続き上、身元確認書類が必要な場合は、サプライヤーは法に従って厳密に取り扱います。

身元確認書類は、セキュリティ上または保管上の理由で、労働者に情報を十分に提供し、真正かつ書面による同意がある場合にのみ保持または保管することができます。労働者は、制約なしに、いつでもそれらを返却してもらうための無制限のアクセス権を持つ必要があります。

紛争鉱石

紛争鉱物とは、紛争地域や高リスク地域を起源とした武装勢力や人権侵害に直接的または間接的に資金を提供したり、利益をもたらしたりする可能性のある特定の鉱物を意味します。

当グループに供給する製品または製品材料に、コロンバイトタンタライト（コルタン）、錫石、金、鉄マンガン重石、コバルト、またはそれらの派生物（タンタル、スズ、タングステンを含む）が含まれている場合、サプライヤーはそれらが紛争鉱物ではないことを保証するために次の措置を講じることを求められます。

- 適切な適正評価を実施するよう努める。
- 合理的な原産国調査を実施する（サプライヤーに同様の適正評価を実施することも含む）。および、
- 適正評価および原産国の問い合わせに関連する入手可能な情報を当グループ（要求された場合）に提供します。

就業時間

サプライヤーは、すべての該当する労働時間法およびその他の適用法または団体労働協約に準拠していなければなりません。これには、法定最大就労時間要件を考慮することも含まれます。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement（調達グループ長）：procurement@bat.com

内部通報チャンネル：

www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン：

bat.com/speakuphotlines

環境のサステナビリティ

当社は、環境の管理でベストプラクティスを追求し、当社の運営と広くバリューチェーンの両方において自然環境に与える影響を軽減させるよう努力します。

環境への影響

サプライヤーには、自然環境に与える影響を認識し、理解し、回避に向けて積極的に努力し、最小限に抑え緩和させることを期待しています。

実現可能であれば、環境ポリシーおよび管理システムの構築も期待します。

環境への影響には、空気、水、地面および森林への排出、資源の利用、天然資源の消費および廃棄物管理の実践に関する影響があります（が、これに制限されません）。

該当する場合には、森林伐採防止や生育環境の細分化など、生物的多様性の保護、および絶滅危惧種の保護に配慮してください。

環境管理

当社では、環境への配慮を製品の設計、運用、および/またはサービスの提供に統合し、環境管理に適用されるすべての現地法および規制要件を遵守することをサプライヤーに期待しています。これらの取り組みには、サプライチェーンも含める必要があります。

そのために、ESG ポリシーと慣行をビジネス戦略と運用に統合することが含まれる場合があります。

サプライヤーは、ISO 14001 または同等のものを使用して、環境管理基準と実践を実施することにより、適切かつ実行可能な場合は、環境パフォーマンスの継続的な改善に取り組む必要があります。

さらに、サプライヤーには、科学的根拠に基づく目標イニシアチブ (SBTi)、科学的根拠に基づく目標ネットワーク (SBTN)、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP) などのイニシアチブを通じて、その業績と進捗状況を報告し、公表することを奨励しています。

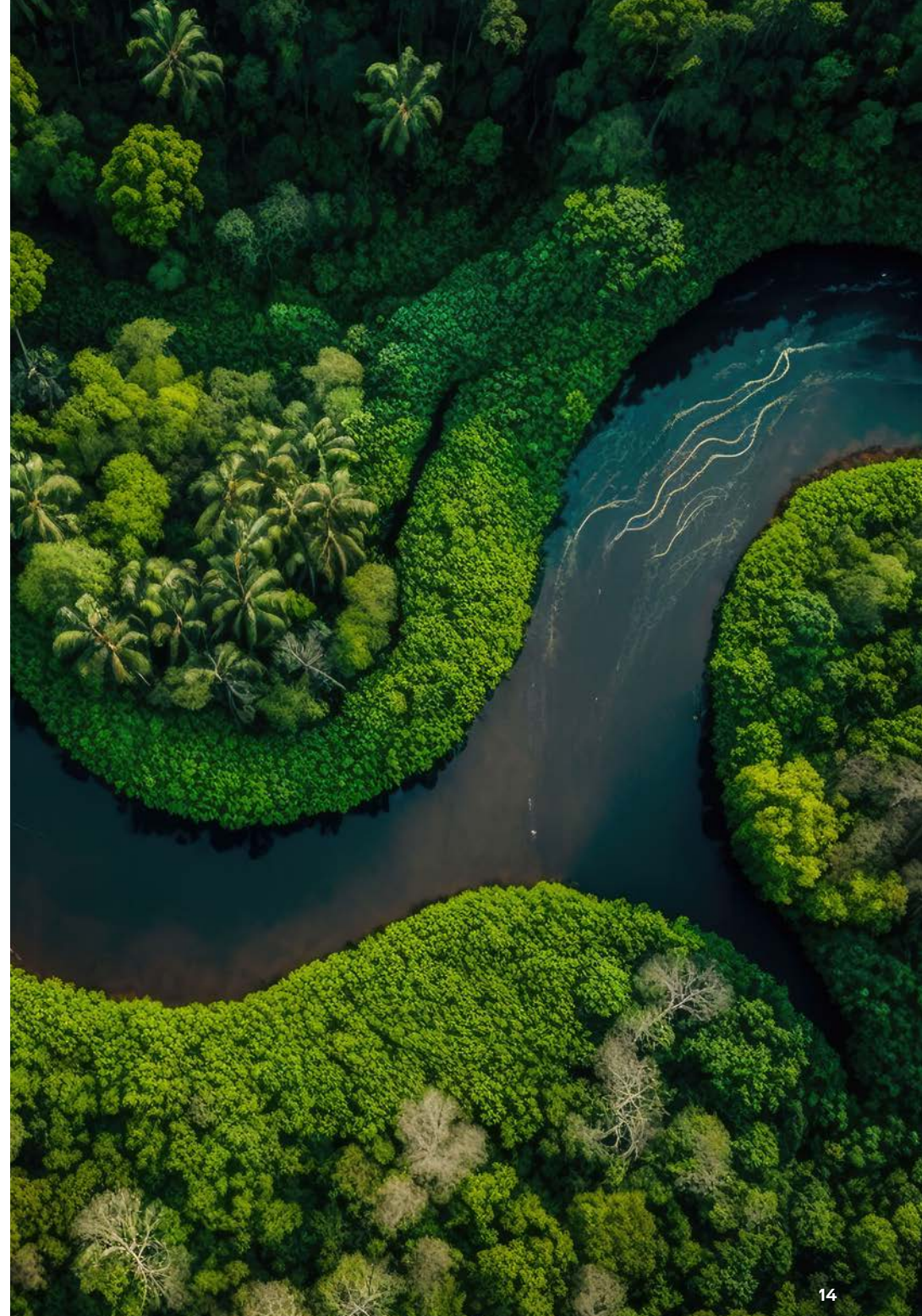
当社の運営、製品およびサービスの環境への影響を軽減できるよう、(要求に応じて) 当グループに環境パフォーマンスに関係する入手可能な情報を提供し、合理的な支援を行うことをサプライヤーに期待します。

該当する場合、これには、以下が含まれます (が、その限りではありません)。

- 当グループの製品に関するライフサイクルの査定、
- 当グループの製品の廃棄フットプリントに関係するデータと情報、
- 当グループのスコープ 3 排出量に関する二酸化炭素削減計画

BAT グループの環境方針に関する声明に沿って、サプライヤーには次の優先分野における環境への配慮を奨励しています。

- 気候変動への取り組み、
- 廃棄物の削減と循環型経済への移行、
- 生物多様性と森林の保護、および
- ウォータースチュワードシップ。



気候変動への取り組み

サプライヤーには、次の目的で、温室効果ガス（GHG）排出量に関する環境パフォーマンスを管理、監視、および維持することを期待しています。

- 自社の GHG 排出量（スコープ 1 および スコープ 2）を把握する。
- 自社の GHG 排出量を削減する。
- サプライチェーンの GHG 排出量（スコープ 3）を把握する。および
- サプライヤーと連携し、サプライチェーンの GHG を削減する。

最低限、サプライヤーには次のことを期待しています。

- 2030 年までに、購入電力の 100% を再生可能エネルギー源から取得することを旨とするための合理的な努力をする。
- スコープ 1 およびスコープ 2 の排出量を BAT グループに報告する（要求された場合）*。

サプライヤーには、次に示すことに取り組むことを期待しています。

- BAT グループへの、スコープ 3 の排出量に関する報告（要求された場合）*。

サプライヤーは、次のことに関連性があり実行可能な場合、取り組む必要があります。

- GHG [CO₂e] マネジメントシステムの導入（例：ISO 50001、PSA 2060）。
- バリューチェーン全体で、遅くとも 2050 年までにネットゼロの目標を設定する。
- スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の排出量に関する外部検証済み報告書の提供。および
- 製品およびサービスの一次データを（LCA を通じて）特定の排出係数に改善する。

* GHG 算定および報告基準の詳細については、<https://ghgprotocol.org> をご覧ください。



スコープ 3 排出量とは？

二酸化炭素排出量は、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）の温室効果ガス（GHG）プロトコルにより 3 つのグループ、つまり「スコープ」に分類されています。

- **スコープ 1**：組織が所有または管理している資源からの直接排出。
- **スコープ 2**：組織が消費した購入電力、水蒸気、加熱および冷却により生成される間接的な排出。
- **スコープ 3**：購入した商品やサービスなど、組織のバリューチェーンにおいて発生するその他すべての間接的な排出。

廃棄物を無くし、循環型経済に向けて前進する

サプライヤーには、より少ない資源を使用し、廃棄物を減少し、製品とプロセスの再利用、リサイクル、循環性を可能にすることを旨とするを期待しています。

サプライヤーは、包装目的で BAT グループに提供されるすべての材料が、2025 年までに完全に再利用、リサイクル可能、または堆肥化が可能であるように設計されていることを確認する必要があります。

サプライヤーには、BAT グループに包装目的で提供される材料にリサイクル素材を含めるよう取り組んでいただくことを期待しています。

サプライヤーは、関連性があり実行可能な場合、再生可能資源の使用の増加やバージン素材の使用の削減を含むがこれらに限定されない、製品の循環性を考慮した設計に向けて取り組む必要があります。

生物多様性と森林の保護

サプライヤーには、必要に応じて、自然を保護、保全、再生するための措置を講じ、BAT グループに提供される製品および製品材料のサプライチェーンにおける森林破壊のネットゼロを目指すことを期待しています。

木材および木材パルプベースの材料（一次および二次包装、上質紙、アセテートトウおよび POS 材料を含むがこれらに限定されない）および葉のサプライヤーは、森林破壊および転換のない（DCF ステータス）材料およびタバコを、可能な場合は独立した認証を得て、持続可能で追跡可能な供給源からの木材で生産または硬化（該当する場合）することが期待されています。

サプライヤーは、関連性があり実行可能な場合、自社の事業とバリューチェーンにおける生物多様性の依存関係と影響の理解に向けて取り組む必要があります。

ウォーター スチュワードシップ

必要に応じて、サプライヤーは取水量を削減し、事業全体で水のリサイクルを増やすことを期待しています。

サプライヤーは、世界資源研究所（wri.org）などによって定義されているように、事業を行っている地域の水リスクレベルを認識していなければなりません。

サプライヤーには、水不足の脅威にさらされている地域に焦点を当て、自社の事業とバリューチェーンにおける水の依存性と影響を理解することに取り組むことを期待しています。

サプライヤーは、適切かつ実行可能な場合、理想的にはアライアンス・フォー・ウォーター・スチュワードシップ基準（<https://a4ws.org/about/>）に準拠するか、それと同等のレベルに基づいて、運用上およびサプライチェーンの水リスクの軽減に向けて取り組む必要があります。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement（調達グループ長）：procurement@bat.com

内部通報チャンネル：

www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン：

bat.com/speakuphotlines



マーケティングと取引

当社は、グループ製品の責任あるマーケティングと取引をお約束します。

責任あるマーケティング

当社は、18歳以上のみの成人消費者に対しすべての製品について責任あるマーケティングを行うことをお約束します。

当社のマーケティングは、責任あるマーケティング原則 (www.bat.com/imp または関連する現地のグループ企業ウェブサイトでご覧可能) に基づいて統治しています。

そのため、サプライヤーは以下への準拠を期待されます。

- 当グループの責任あるマーケティング原則が現地法より厳しい場合は、当グループの責任あるマーケティング原則を最低限の標準とする、または
- 現地法またはその他の現地のマーケティング規範の方がグループマーケティング規則より厳しい、または優先される場合は現地法またはその他の現地のマーケティング規範

不正取引

当社製品の不正取引に対する闘いは、当グループで重要な優先事項です。密輸品や模倣品の不正取引は、BATの事業に害を及ぼし、正規品を転用することはBATの評判に悪影響を与えます。

当社では、当社製品の不正取引への関与を一切容赦または容認しません。そのため、サプライヤーが当社製品の不正取引に直接的または間接的に関与または支援しないことが重要です。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- 当社製品について非合法的取引に故意に関与しない、または支援しないこと
- 以下を含め、不正取引防止のために有効な統制を実践すること
 1. 市場供給が合理的な需要を反映したものであることを確認する対策、および
 2. 適切な場合は、不正取引に関与していると疑われる顧客、サプライヤーまたは個人との取引の調査、一時停止、および中止を行うための手続き
- 不正取引の公的調査において当局と連携すること。公務員との取引では賄賂・汚職のリスクが高まることを前提とし、いかなる形式の賄賂・汚職に対しても合法な方法で「ゼロ・トレランス」方式で対処する。

不正製品の種類

偽造品・偽物：

商標所有者の認知も許可もなく、安く未規制の材料を使って製造された、ブランド品の不正複製品。

現地税の脱税：

同じ国内で製造・販売されているにもかかわらず当局に申告しておらず物品税を払っていない製品。こうした製品は、合法または違法の工場で製造されます。

密輸：

税金または関税を支払わずに、または輸出入を禁止している法に違反して製品（正規品または偽造品）を、国をまたいで移動させること。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement (調達グループ長) : procurement@bat.com

内部通報チャンネル：
www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン：
bat.com/speakuphotlines





ビジネスの誠実さ

当社が行うすべてのことにおいて、高水準のビジネスの誠実さをお約束しています。当社の倫理基準は、業績と引き換えに妥協してはいけません。

定義

「不当な行為」とは、誠意を持って公平に信頼の責務に従い行動するという期待を裏切ってビジネス活動または公共的機能を行うこと（または行わないこと）です。

「便宜を図るための支払い」とは、支払う人がすでに関わっている日常業務を円滑にする、または迅速化する目的で、下級公務員に少額の金銭を支払うことをいいます。ほとんどの国では違法行為です。英国など一部の国では、自国民が海外で便宜目的の支払いを行うことは犯罪です。

利益相反

サプライヤーは、商取引における利益相反は避け、相反が起きるまたは発生する可能性がある場合にはどのような環境においても完全な透明性を確保して運営にあたることが求められます。

そのため、サプライヤーは以下を行わなければなりません（自社の労働者についても確認する措置を講じなければなりません）。

- 個人的利益および/または商業的利益、または自社の役員または従業員の利益が BAT グループの利益と相反する可能性がある、または相反するよう見える可能性がある状況を避けること。
- どのような種類でも、サプライヤーのビジネスや経済的なつながりに興味がある気配のある当グループ従業員またはグループ従業員の近親者がいる場合は、当グループに開示すること。
- 利益相反の事実がある、またはその可能性がある、またはそのように見える状況があれば利益相反が発生してすぐに当グループに知らせ、どのように管理されているのかを開示すること。

こうした条件は、サプライヤーが当グループの競合企業と合法で適切な取引を行っているかぎりには、これを阻止することは意図しません。

賄賂と汚職

サプライヤー（またはサプライヤーの従業員またはエージェント）が賄賂またはその他の汚職に関わる、または巻き込まれるのは許容しません。

従って、サプライヤーは以下などの汚職となる行為はいかなるものでも決して関わってはなりません。

- 自社や当グループのメリットのためになるよう意思決定者に不適切な行為を仕向けたり、その見返りとして、または不適切に影響を与えるため、いかなる人物にも（直接間接を問わず）。贈答品、支払いやその他の恩恵（もてなし、キックバック、職の斡旋や投資の機会）を提供しない、約束しない、または与えない。
- 当グループの意思決定に不適切な行為、影響を与える行為、または不適切な影響を与えることを意図しているとの印象を与える行為に対する報酬または勧誘として、誰からも贈答品、支払い、その他の恩恵を（直接間接を問わず）受け入れたり、受領したり、受け取ることに同意したり、受領を承認しないこと。

- 公務員に贈答品、支払い、その他の利益を提供、約束、または与えて、公務員としての立場でその個人または当グループの利益に影響を与えることを意図してはいけません。
- 労働者の健康、安全、または自由を保護するために厳密に必要な場合を除き、当グループ事業に関して（直接的または間接的に）便宜を図るための支払いを決して行わないこと。また
- 自社や当グループの代理でサービスを行うサードパーティーが不適切な支払いを提案、実行、嘆願、受け取ることをしないよう、均衡のとれた効果的な統制を維持する。

贈答品・接待（G&E）

頻度の低いビジネス関連の贈答品・接待の提案または受け取りは商慣習として許容可能です。ただし、不適切または過剰な贈答品・接待は賄賂・汚職の一形態となり、BAT および当社のサプライヤーに深刻な損害を与えることがあります。

サプライヤーは、賄賂またはその他の腐敗行為となる、またはそのようにみなされる贈答品・接待は提案することも受け取ることもしてはなりません。そのため、

- サプライヤーは、当グループの企業や従業員とビジネスを行う際は、SoBCに規定されているとおり当グループの贈答品・接待ポリシーの理念を確認することが期待されます。
- BAT の従業員とサプライヤー間で行われる贈答品・接待の譲渡は、当グループが関わっている入札や競争入札プロセスの最中は禁止されます。
- サプライヤーは、公務員、または公務員に近い親戚、友人または同僚といった人に贈答品・接待（またはその他の個人的なメリット）を提供することで、当グループの代理で公務員に影響を与えようとすることは、直接間接を問わず行ってはなりません。公務員への記念品程度以上の贈答が適切とみなされることは、ほぼありません。

制裁および輸出統制

サプライヤーは、すべての適用される国際制裁措置および輸出規制に準拠してビジネスを行い、取引が禁止または制限されている制裁措置下の区域や団体に関わらないようにしなければなりません。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- 自社ビジネスに影響のあるすべての該当する制裁体制を認識し完全に準拠すること。
- 効果的な内部統制を実施し制裁措置に違反する、または当グループが制裁措置に違反する原因となるリスクを最小限に抑え、特に制裁措置地域からの調達、国際資金転送や国境を越えて製品、テクノロジーまたはサービスを供給または購入する場合は特に、自社従業員がきちんと理解し効果的に遂行できるようにトレーニングを課し支援を行うこと。
- 制裁下のテリトリーを起点とする、またはその制裁下のテリトリーで積み換えされる製品またはサービスを当グループに供給する意図がある場合、または制裁下のテリトリーまたは団体に対して、またはそれらを通じて支払いを行う、または当グループの製品を供給する場合は、その状況を当グループに知らせること。

❓ 制裁および輸出統制とは？

制裁措置とは、資金の移動などの取引に制約を課すまたは禁じることであり、特定の国または人を対象とし、米国、英国といった個々の国、あるいは国連や欧州連合といった超国家団体が他の国、団体または個人に対して課すものです。

非常に広範囲に及ぶ制裁措置もあります。例えば米国の制裁は、完全に米国外で活動している場合でも非米国民にも適用可能です。特に、米国の制裁措置では、制裁下の団体が関わる米国以外の団体間の支払いに米ドルおよび米国の銀行を使用することを禁じています。米国原産の製品やコンテンツを制裁下のテリトリーまたは制裁下の人間に対して輸出することも積み換えることも禁じています。

一部の制裁制度は、制裁対象地域からの製品の全部または一部を輸入 / 輸出 / 再輸出すること、および制裁対象地域を通じて製品を積み替える場合に適用されます。

制裁とは別に、輸出規制は特定の種類の品目の国境を越えた移動にライセンス義務を課しています。輸出規制が特定の品目に適用される場合、輸出する前に適切なライセンスがあることを常に確認する必要があります。

制裁および輸出統制に違反すると、評判に深刻な打撃を受け銀行のパートナー関係が難しくなるだけでなく、罰金、輸出ライセンスの剥奪、個人の懲役など、重大なペナルティが課されます。

マネーロンダリング防止とテロ資金提供対策

サプライヤー（またはサプライヤーの従業員またはエージェント）がマネーロンダリングまたはテロリストの資金提供に関わる、または巻き込まれるのは許容しません。

サプライヤーは、いかなる管轄区域においてもマネーロンダリングまたはテロリストへの資金提供により攻撃となる活動、または BAT にそうした攻撃に関わらせるような活動に関与しないよう適切な統制を設置しなければなりません。これには、テロリストの利益のために違法な資金または資産を隠すもしくは洗浄すること、犯罪行為から得た収益を保有または取り扱うこと、意図的に資金提供や資産の移動に加担する、つまりテロリストのグループやテロリストの活動を支援することが含まれますが、これに限りません。

ビジネスの記録と秘密保持

当グループとビジネスを行うには、サプライヤーは当社のビジネスに関する機密情報と非公開の記録にアクセスする必要があります。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- この情報が保護され機密として維持されているようにしなければなりません。
- 事前に当グループから承認を得ずに機密情報を開示してはなりません。
- 公開の場での話し合いや文書の使用を通して機密情報を意図せず公開してしまうリスクに気をつけなければなりません。

サプライヤーは、適用法に従って金融または非金融の最新のビジネス記録も維持管理し、すべての関連データ保護法およびプライバシー保護法に準拠した上で個人データを取り扱わなければなりません。当グループのビジネスに関係する記録も、当グループにより求められる間は保持しなければなりません。

データのプライバシーとサイバーリスク

当社は、当社のサプライチェーンを通じてシステムとデータ（個人データを含む）の誠実さとセキュリティを保護することをお約束します。

サプライヤーは、個人データを含む当グループのデータを保護し、必要な場合には当グループのシステムにアクセスするために適切なシステムと統制を維持することを求められます。多くのサプライヤーは、当グループの個人データまたは機密情報へのアクセス権を保持または保有しています。

一般データ保護規則（GDPR）などの世界基準のデータのプライバシー法に準拠しつつ、サプライヤーによる優良なサイバーウィルス予防策の維持管理は、データと当グループのシステムのセキュリティのため、および当グループのビジネスを守るために極めて重要です。そのため、サプライヤーはデータ保護法およびサイバーセキュリティ法、規制の手引きおよび業界のベストプラクティス（法により必須である場合のデータ保護評価およびサイバー脅威査定の評価など）に準拠することが期待されます。

どのようにデータ（個人データを含む）を管理するのかについてのサイバーセキュリティの脅威とリスクは常に変化しています。サプライヤーが適切な技術施策、ポリシーおよびプロセスを設置して当グループのデータを守り、当グループのシステムへのアクセスやすべてのデータの処理が安全で、文書化されているプロセスに従って管理されるようにすることが重要です。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- すべての適切なデータ保護、情報のセキュリティおよびサイバーセキュリティポリシーを維持管理し定期的に更新すること。
- こうしたポリシーに準拠しているか継続的に監視し、ただちに救済措置を行えるようにすること。
- データ保護ポリシーに違反している可能性およびセキュリティインシデントをただちに調査し、当グループのデータやシステムに影響を及ぼす可能性のあるインシデントや事象があれば当グループに報告すること。
- 救済措置の整備が求められた場合は、当グループにより求められる可能性があるため、そのような措置を整備すること。

データ保護とサイバーリスクの評価

サプライヤーは、自社のリスクと、そのリスクが当グループの（個人データを含む）データの取り扱い、または当グループのシステムとデータへのアクセスにどのように影響するのかを継続的に評価しなければなりません。

サプライヤーは、所有している当グループのデータに伴うリスク、または当グループのシステムへアクセスすることがもたらすリスクを、脅威とリスクのモデルに従って配慮しなければなりません。

適正競争と反トラスト

当社は、競争法（「反トラスト」法）に則った自由競争を信条としています。

そのためサプライヤーは、運営を行う各国および経済地域において公正かつ倫理的に競争を行い、競争法に準拠しなければなりません。

脱税

サプライヤーは、運営を行っている国のすべての適用税法および規制に準拠し、税当局に対して開かれており透明性を確保しなければなりません。

どのような状況下であっても、サプライヤーは意図的に不正に脱税をしたり、他者のために脱税を手助けしてはなりません。

そのため、サプライヤーは脱税やその手助けをするリスクが最小限になるよう効果的な統制を用意し、従業員が効果的に内容を理解し実践し、懸念があれば報告できるように適切なトレーニングを行い、支援し、内部告発の手順を示さなければなりません。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement（調達グループ長）：procurement@bat.com

内部通報チャンネル：
www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン：
bat.com/speakuphotlines

ばやくアクセスすることが できるガイダンス： BAT の SoBC アプリまた はオンラインでこのサ プライヤーコードを見つ けてください

これらの QR コードをスキャンしてダウンロードするか、
bat.com/suppliercode
にアクセスしてください



詳細情報

以下までお問い合わせください。

Group Head of Procurement (調達グループ長) (procurement@bat.com)

British American Tobacco p.l.c.

Globe House

4 Temple Place

London

WC2R 2PG

United Kingdom

Tel: 44 (0)207-845-1000



bat.com/suppliercode